



平成 24 年 1 月 20 日

各 位

上場会社名:大陽日酸株式会社
代 表 者:代表取締役社長 川口 恭史
(コード番号 4091 東証第一部)
問 合 せ 先 :執行役員広報部長 石川 紀一
TEL 03-5788-8015

Leeden Limited の株式公開買付け開始に関するお知らせ

当社は、100%子会社である Taiyo Nippon Sanso Singapore Pte Ltd(以下「公開買付者」)を通じて、シンガポール証券取引所上場企業である Leeden Limited(以下「Leeden 社」)に対する上場廃止を前提とした株式公開買付け(以下「本公開買付け」)の実施について、2011 年 11 月 9 日付にてお知らせしておりましたが、本公開買付けの開始前に取得すべき、シンガポール証券取引所の規則に基づく同証券取引所オフィシャルリストからの Leeden 社削除提案(以下「上場廃止提案」)についての原則的承認を、Leeden 社がシンガポール証券取引所から取得することが出来たので、下記の通り公開買付けを開始することをお知らせします。なお、シンガポール証券取引所の決定は、上場廃止提案に関するメリットを示唆するものではありません。

1. 本公開買付けの概要

(1) 本公開買付けの対象会社

Leeden Limited

(2) 上場廃止

本公開買付けは、2012 年 2 月 13 日開催予定の Leeden 社臨時株主総会において同社株式の上場廃止提案について株主の賛同が得られることが条件となります。従いまして、本公開買付けが成立した場合、Leeden 社の上場廃止を予定しております。

(3) 買付予定株数

普通株式 170,510,346 株(2012 年 1 月 20 日現在)※

※ 1:本公開買付けは、公開買付者が Leeden 社の従業員ストックオプション(以下「オプション」)に係る潜在株式も含めた株式総数の 50%超を保有するに足る応募があった場合に成立します。また、買付予定数の上限は設定しておりません。なお、オプションに係る潜在株数は最大 16,815,000 株(2012 年 1 月 20 日現在)です。

※ 2:本公開買付けが終了する前に、オプションの行使により、新たに Leeden 社の普通株式が発行される場合には、当該普通株式も公開買付け対象とします。なお、行使されないオプションについては、本公開買付けと同時に、公開買付者は、オプション保有者がオプションの不行使に合意することを条件に、買付け価格と行使価格の差額を支払う旨の申し込みをします。

(4) 買付けによる所有株式数の異動(予定)

買付前所有株式数	9,055,000 株	(2012 年 1 月 20 日現在)
買付予定株数	170,510,346 株	(オプションに係る潜在株式含まず)
買付後所有株式数(予定)	179,565,346 株	(発行済株式総数の 100%)

(5) 公開買付者と Leeden 社株主との間における合意に関する事項

本公開買付けにおいて、Leeden 社の会長兼 CEO の Tham Weng Cheong Steven 氏ほか Leeden 社株主が保有する株式 98,043,981 株(発行済株式総数の 54.6%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

(6) 買付け開始日及び終了日

2012 年 1 月 20 日から本公開買付けを開始し、2012 年 2 月 27 日に終了します。但し、上記期間内に応募にかかる条件が満たされた場合、終了する日より最低 14 日以上延長します。

(7) 買付け価格

普通株式1株につき 0.57 シンガポールドル

2. 業績への影響

本公開買付けによる当社業績に与える影響につきましては、確定次第お知らせいたします。

以 上

【注意事項】

本開示資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述はリスクや不確実性を内包するものであり、経営環境の変化などにより実際とは異なる可能性があることにご留意ください。また、本開示資料は、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

【責任の表明】

シンガポール買収合併コード(Singapore Code on Take-overs and Mergers)に従って、当社の取締役(本開示資料に関する詳細な監督を他者に委任した取締役も含まれます)は、本開示資料に記載された事実及び表明された意見(Leeden 社に関するものを除きます)が全て公正で正確であること並びに本開示資料においてその省略が本開示資料の記載について誤解を生じさせる重要な事実が省略されていないことを確認する為に必要となる全ての相当な注意を払いましたので、かかる相当な注意を払ったことに基づく責任を、当社取締役は連帯して引き受けます。但し、公表された情報源、公に手に入る情報源又は Leeden 社から得られた情報に基づいて引用された情報又はそれに基づいて作成された情報については、当社の取締役の責任は、かかる情報が正確に誤り無くかかる情報源から引用されていること、又は場合に応じ、本開示資料に正確に反映され、作成されていることを確認したことに限られます。